



最高裁秘書第1657号

平成29年4月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

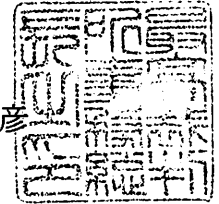
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第3号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成29年4月10日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

#### 記

#### 1 諮問日等

##### (1) 諮問日

平成29年4月10日

##### (2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「最高裁判所は、昭和46年4月5日、臨時の裁判官会議を開催して23期の司法修習生を罷免したと当時の新聞記事に書いてあるから、本件対象文書は存在するといえる。」と主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

昭和46年4月に司法修習生を罷免した際の最高裁判所裁判官会議議事録

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年3月15日付けで不開示の判断を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 最高裁判所事務総局秘書課においては、昭和46年当時の裁判官会議議事録を保有している。そこで、本件開示申出を受けて、同年4月分の裁判官会

議事録を精査したが、その中に、司法修習生を罷免する旨の議決がされた際の裁判官会議議事録を見付け出すことはできなかった。また、同年1月から12月までの1年分の裁判官会議議事録及びその前後数か月分の議事録も精査したが、司法修習生を罷免した際の議事録は見当たらなかった。

さらに、最高裁判所の司法修習生に関する事務を扱っている部署においても探索を行ったが、本件開示申出に係る裁判官会議議事録は見当たらなかった。

したがって、最高裁判所においては、本件開示申出に係る裁判官会議議事録を保有していない。

イ よって、本件開示申出について、開示申出に係る文書は存在しないとして不開示とした原判断は、相当である。